平成２７年（フ）第６７号
茨城県古河市原町５番14号
債務者　太田美弥子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７３号
茨城県坂東市岩井2230番地26、前住所茨城県坂東市上出島1101番地28
債務者　菊地　　章
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７５号
茨城県結城市大字結城作１番地４
債務者　矢吹　　充
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７７号
茨城県結城市大字中655番地　市営中住宅18号
債務者　小島　真貴
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２３７号
埼玉県川口市戸塚３丁目34番25号　メルローズ２－105号
債務者　黒田　富夫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
さいたま市見沼区大字中川750番地　603
債務者　川野　敏子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
埼玉県川口市東領家１丁目21番２号　１Ｆ
債務者　根本　朋子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
埼玉県川口市北原台１丁目12番21－101号
エマーユ東川口
債務者　穐本　美香（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
埼玉県加須市水深2110番地４
債務者　本田加奈子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
さいたま市大宮区大門町３丁目163番地14
シェアードハウス大門201Ｂ、旧住所茨城県高萩市春日町１丁目11番地
債務者　上田　一晶
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
埼玉県蓮田市蓮田４丁目70番地　関根ハイツＡ－203号
債務者　蓮見　竜也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
長野市みこと川１番地３　みこと川団地Ａ５－４
債務者　久保田茂吉
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
長野市三本柳東１丁目30番地　アメニティふじ101号
債務者　窪田　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
長野市豊野町豊野1930番地１
債務者　松澤　俊江
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
長野市若穂綿内4784番地の８
債務者　安藤　則子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３
債務者　佐藤　共義
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長野県上田市中野778番地21　市住51号
債務者　米澤　嘉夫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部